

Ⅱ－(74) 法律名：国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設の管理者等)	規則82②
〈7④〉	埠頭保安管理者に相当する者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者) ※33②において準用する30③において準用	規則82②
〈32⑨⑩〉	埠頭保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等) ※33②において準用	規則82②
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)	規則82②
〈7④〉	水域保安管理者の解任を命ずること(特定港湾管理者) ※38③において準用	規則82②
〈32⑨⑩〉	水域保安規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者) ※40④において準用	規則82②
〈7④〉	水域保安管理者に相当する者の解任を命ずること(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する38③において準用	規則82②
〈32⑨⑩〉	水域保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する40④において準用	規則82②
42①②	改善勧告、措置命令(特定港湾管理者)	規則82②
43	報告徴収(特定港湾管理者等)	規則82②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(75) 法律名：景観法(H16法110)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
65①②	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等	規則32
72⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(景観地区工作物制限条例)	規則32
76⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(地区計画等形態意匠条例)	規則32
78①②	勧告、助言又は援助(市町村長)	規則32

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(76) 法律名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法
51)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
18	技術基準適合命令	規則36② I
28②	特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指導及び助言	規則36② II
29①	特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収	規則36②Ⅲ
29②	特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等	規則36②IV

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(77) 法律名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
(H17法85)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③⑤	総合効率化計画の認定等	令7②	法定		同意 事後報告
5①②	総合効率化計画の変更の認定、取り消し	令7②	法定		同意 事後報告
21	認定総合効率化事業者に対する報告徴収	令7②	法定	○	指示 事後報告
4⑥⑦	総合効率化計画の認定に係る港湾管理者との協議等	令7②	法定		事後報告
〈4⑥⑦〉	総合効率化計画の変更に係る港湾管理者との協議等 ※5③において準用	令7②	法定		事後報告
6②	港湾管理者から港湾流通拠点地区を指定したときに通知を受けること等	令7②	法定		事後報告

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社
Ⅱ－(78) 法律名： 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
46②	移行期間満了による解散の登記の嘱託	95
67②	合併契約に係る理事の定める手続きの承認	95
69①	合併の認可	95
69②	合併に係る申請書の受理	95
69④	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書の受理	95
69⑤	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書及び意見書の送付	95
72②	合併に係る登記の届出の受理	95
92	最初の評議員の選任に係る定めめの認可	95
94⑥	定款変更の認可	95
96①	必要な措置に係る命令	95
96②	解散命令	95
96③	解散命令の官報掲載	95
97	解散命令による解散の登記の嘱託	95
104②	移行認定に係る意見聴取への回答	95
105	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	95
106②	移行認定による解散及び設立登記の届出の受理	95
108②	行政庁への事務の引き継ぎ	95
109②	移行認定登記を怠ったことによる処分の通知の受理	95
109⑤	移行認定登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	95
110②	移行期間満了後の不認定処分による解散の登記の嘱託	95
120④	移行認可に係る意見聴取への回答	95
120⑤	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	95
121①	移行認可による解散及び設立登記の届出の受理	95
121②	移行期間満了後の不認可処分による解散の登記の嘱託	95
131③	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる処分の通知の受理	95
131⑤	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	95

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第38条の規定による改正前の民法(M29法89)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
38②	定款の変更の認可	政令2①
67②	公益法人への命令	政令2①
67③	公益法人の検査	政令2①
72	残余財産の処分の認可	政令2①
77①	解散登記の届出の受理	政令2①
77②	精算人の登記の届出の受理	政令2①
83	清算結了の届出の受理	政令2①
84の2②	都道府県の執行機関への指示	政令2①
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	政令2①
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	政令2①

Ⅱ－(79) 法律名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
	【国土交通大臣の権限】				
9②	旅客施設の建設等に係る届出の受理	規則26①	法定		事後報告
9③	旅客施設に関し必要な措置を取るべきことの命令	規則26①	法定	○	事後報告
25⑫	移動等円滑化基本構想に対する助言	規則26②	法定	○	
29①②③⑤	公共交通特定事業計画の認定等	規則26①	法定		
38②③	公共交通特定事業の実施要請に応じない旨の通知の受理及び実施すべき旨の勧告	規則26①	法定	○	事後報告
38④	移動等円滑化のために必要な措置を取るべき旨の命令	規則26①	法定	○	事後報告
53①	公共交通事業者等に対する報告の徴求、立入検査等	規則26②	法定	○	指示 事後報告

Ⅱ－(79) 法律名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(H18法91)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
32③	国道に係る道路特定事業の同意	規則26①
	【道路管理者及び公園管理者としての権限】	
10①、③～⑤	道路管理者の基準適合義務等	規則26③
31①④～⑦	道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③
〈31④～⑦〉	市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③
32①	市町村による道路特定事業の共同実施	規則26③
34①③～⑤	都市公園特定事業計画の策定及び実施等	規則26③
36④⑤⑥	交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べること等	規則26③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(80) 法律名：犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9①	疑わしい取引の届出の受理	令29③
13	宅地建物取引業者に対する報告の徴収	令29①
14①	宅地建物取引業者に対する立入検査	令29①
15	宅地建物取引業者に対する指導等	令29①
16	宅地建物取引業者に対する是正命令	令29①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(81) 法律名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進
に関する法律(H19法39)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定等	規則3⑥
7①②	地域産業資源活用事業計画の変更の認定、取り消し等	規則3⑥
〈6②④〉	地域産業資源活用事業計画の変更申請等 ※7③において準用	規則3⑥
15	地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徴求	規則3⑥

Ⅱ－(82) 法律名：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(H19法59)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5⑧	地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること	規則45③
6⑥	地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること	規則45③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(83) 法律名： 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
(H19法66)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①
5	住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①
7②	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理	規則42①
〈7②〉	住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 ※16において準用	規則42①
9②	住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認	規則42①
〈9②〉	住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しの承認 ※16において準用	規則42①
12①	住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①
13	住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①
28①	報告徴収・立入検査(保険法人に対するもの)	規則42②③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(84) 法律名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進
に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①③	農商工等連携事業計画の認定	命令5⑥
〈4③〉	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	命令5⑥
5①～③	農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等	命令5⑥
17①	認定農商工等連携事業者に対する報告徴収	命令5⑥

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため
Ⅱ－(85) 法律名：の低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律
(H22法41)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5①	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可	規則15①
<5①>	低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議 ※6②において準用	規則15①
7①②	監督処分	規則15②
9①②⑥⑦	水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①
<9①>	水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港湾) ※9⑤において準用	規則15①
10②	捨て又は放置してはならないものの指定(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①
11①～⑦	工事その他の行為の中止を命ずること等	規則15②
12①	報告徴収、立入検査	規則15②
13①～③	負担金等及び延滞金を徴収すること等	規則15①
14①	許可の条件を付すこと	規則15①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等
 Ⅱ－(86) 法律名：及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22法
 67)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
7①④⑤	研究開発・成果利用事業計画の認定等 ※8④において準用する場合を含む	省令5⑤
8①②	研究開発・成果利用事業計画の変更等	省令5⑤
8③	研究開発・成果利用事業計画の認定取消	省令5⑤
21②	報告の徴収	省令5⑤

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23法33)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6①	特定災害復旧等道路工事の施行	令11
砂防法8	他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要がある場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法15	管内の公共団体による砂防工事に関する費用の一部負担の請求 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法16	原因者による砂防工事に関する費用の負担の請求 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法17	受益公共団体による砂防工事に関する費用の一部負担の請求 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法22	土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法23①	指定土地等への立入、障害物の除却等 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法30	更正命令等 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法36	法令による義務の履行命令 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法38①	私人が負担する費用等の徴収 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
海岸法2①	砂浜の海岸保全施設指定 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法2の3④⑤	海岸保全施設の整備案の作成等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法7①、8①	海岸保全区域占用等の許可 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法8の2①	行為の制限の対象となる区域等の指定 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法10②	国又は地方公共団体が占用等するときの協議 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12①②	許可の取消し又は措置命令等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12③	措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12④⑤	除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12⑥⑦⑧	保管した施設等の売却及び代金の保管等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12の2①～③	処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法13①②	海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法15	海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法16①	工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
海岸法17①	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法18①	やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法18⑦、〈12 の2②③〉	立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ※18⑧において準用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法19	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法20①	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法21①②	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法21③、〈12 の2②③〉	措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ※21④において準用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法22①②〈漁 業法39⑦～⑮〉	漁業権の取消等及び当該漁業権者に対する損失補償 ※22③において準用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の 管理者との協議 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法38の2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法31①	原因者による海岸工事に関する費用の負担の請求 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法32③	海岸工事の附帯工事に要する費用の負担の請求 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法33①	受益公共団体による海岸工事に関する費用の負担の請求 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法35①③	負担金等の督促及び強制徴収 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
地すべり等防止 法11①②	地すべり防止工事に関する設計等の承認等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法13	兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法14①	工事原因者に地すべり防止工事を施行させること (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法15①	地すべり防止工事の附帯工事の施行 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法16①	他人の占有する土地への立入等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法18①	地すべり防止区域内の行為の許可等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法20②	国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法21①②	許可取り消し、措置命令等(21②Ⅲは除く) (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
地すべり等防止 法22①	報告徴収、立入検査等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法23①②	措置命令 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法33	兼用工作物の費用負担の協議 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法34①、36①	原因者負担金及び受益者負担金の請求 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法35③	附帯工事に要する費用の請求 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法30	受益都府県による地すべり防止工事に係る費用の負担の請求 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法38①③	負担金等の督促及び強制徴収 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
河川法6①Ⅲ④	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理 を行う必要がある区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6①Ⅲ④〉	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条2項に掲げる区域と一体として管理 を行う必要がある区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法6②④	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6②④〉	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法6③④	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6③④〉	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
河川法6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6⑥〉	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法15	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法15〉	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法17①②	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法17①②〉	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法18	工事原因者の工事の施行等の指示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
〈河川法18〉	工事原因者の工事の施行等の指示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法19	附帯工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法19〉	附帯工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法20	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法20〉	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法21	工事の施行に伴う損失の補償 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法21〉	工事の施行に伴う損失の補償 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法24、25、26 ①	河川区域内の土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法24、25、 26①〉	河川区域内の土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法26④ただし書⑤	特定樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法26④⑤〉	特定樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法27①	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法27①〉	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法27⑤	土地の掘削等の不許可区域の公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法27⑤〉	土地の掘削等の不許可区域の公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法30①②	ダム等の工作物の完成検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法30①②〉	ダム等の工作物の完成検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法31①②	工作物の用途廃止の許可、原状回復命令 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法31①②〉	工作物の用途廃止の許可、原状回復命令 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法32④	許可及び監督処分に係る事項の通知 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
河川法34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法34①〉	許可に基づく権利の譲渡に係る承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法37	工作物に関する工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法37〉	工作物に関する工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法54①④	河川保全区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法54①④〉	河川保全区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法55①	河川保全区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法55①〉	河川保全区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法56①③	河川予定地の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法56①③〉	河川予定地の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法57①	河川予定地における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法57①〉	河川予定地における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法57②、〈河川法22④⑤〉	河川予定地における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法57③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法57②、 〈河川法22④⑤〉〉	河川予定地における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法57③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の2①②	河川立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の2① ②〉	河川立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の3①④	河川保全立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の3① ④〉	河川保全立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の4①	河川保全立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の4①〉	河川保全立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
河川法58の5①③	河川予定立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の5①③〉	河川予定立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の6①	河川予定立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の6①〉	河川予定立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の6②、 〈河川法22④⑤〉	河川予定立体区域における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法58の6③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の6②、 〈河川法22④⑤〉〉	河川予定立体区域における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法58の6③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法63④	他の受益都府県による河川管理に関する費用の負担の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法63④〉	他の受益都府県による河川管理に関する費用の負担の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法66〉	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法67	原因者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法67〉	原因者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法68②	附帯工事に要する費用の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法68②〉	附帯工事に要する費用の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法70①	受益者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法70①〉	受益者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法74①③	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法74①③〉	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75①②	監督処分(許可・承認の取消し・変更等) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
〈河川法75①②〉	監督処分(許可・承認の取消し・変更等) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75③	監督処分(簡易代執行) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法75③〉	監督処分(簡易代執行) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75④⑤	監督処分(簡易代執行による工作物の保管及び公示) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法75④⑤〉	監督処分(簡易代執行による工作物の保管及び公示) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75⑥～⑧	監督処分(簡易代執行による工作物の売却・廃棄・費用充当) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法75⑥～ ⑧〉	監督処分(簡易代執行による工作物の売却・廃棄・費用充当) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法76①、〈河 川法22④⑤〉	監督処分に伴う損失補償及びその協議※河川法76②において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法76①、 〈河川法22④⑤〉〉	監督処分に伴う損失補償及びその協議※河川法76②において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法77①	河川監理員の任命、権限行使 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法77①〉	河川監理員の任命、権限行使 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法78①〉	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法89①	調査、工事等のための立入り等 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法89①〉	調査、工事等のための立入り等 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法89⑧、〈河 川法22④⑤〉	調査、工事等のための立入り等に係る損失補償及びその協議 ※河川法89⑨において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法89⑧、 〈河川法22④⑤〉〉	調査、工事等のための立入り等に係る損失補償及びその協議 ※河川法89⑨において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法90①	許可等に条件を付すこと (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法90①〉	許可等に条件を付すこと (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
河川法91①	廃川敷地等の管理 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法91①〉	廃川敷地等の管理 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法92	廃川敷地等の交換 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法92〉	廃川敷地等の交換 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法95	河川の使用等に関する国との協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法95〉	河川の使用等に関する国との協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
急傾斜地法7①②④	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可等 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法8	許可取り消し、措置命令等及び簡易代執行 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法9③	急傾斜地崩壊防止工事の施行等の勧告 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法10①②	急傾斜地崩壊防止工事の施行等の改善命令 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法11①	立入検査 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法13①②	都道府県以外の者の施行する急傾斜地崩壊防止工事に係る届出及び通知 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法17①	他人の占有する土地への立入等 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法26	報告徴収 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(88) 法律名：東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
48②Ⅰ、③Ⅱ	協議を受け、同意すること (市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画区域に関する事項の記載)	令12①
48②Ⅱ、③Ⅲ	協議を受け、同意すること (市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に関する事項の記載)	令12①
49⑤Ⅰ、⑥	協議を受け、同意すること (市町村又は市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第五十九条第一項及び第二項の国土交通大臣の認可に関する事項の記載)	令12①
54⑨	被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときにおいて、協議を受けること	令12①
56②③	協議を受け、同意すること (復興整備計画に記載する国土交通省が行う地籍調査に関する事項の記載)	令12①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(89) 法律名：津波防災地域づくりに関する法律(H23法123)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
7①	基礎調査のための土地の立入り等	規則33

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(90) 法律名：福島復興再生特別措置法(H24法25)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
22②	居住制限者に賃貸又は転貸するために整備した公営住宅を用途廃止する場合において、その報告を受けること	令7①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ 地方環境事務所

移譲対象出先機関実施事務等

―目次―

Ⅲ. 地方環境事務所関係（３７法律）

（１）公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）	…1
（２）農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）	…2
（３）中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	…3
（４）自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）	…5
（５）下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	…8
（６）大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	…9
（７）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）	…10
（８）水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）	…12
（９）農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）	…13
（１０）自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）	…14
（１１）瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）	…16
（１２）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十七号）	…17
（１３）エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	…18
（１４）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）	…19
（１５）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）	…20
（１６）特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）	…22
（１７）特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）	…23
（１８）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）	…24
（１９）特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）	…25
（２０）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百十七号）	…26
（２１）ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）	…27
（２２）産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百十一号）	…28
（２３）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百十六号）	…29
（２４）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）	…30
（２５）土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	…31
（２６）使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	…32
（２７）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）	…33
（２８）個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）	…37
（２９）遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）	…38

(30) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年法律第七十八号)	…39
(31) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成十七年法律第五十一号)	…40
(32) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号)	…41
(33) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成二十年法律第八十三号)	…43
(34) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成二十二年法律第六十七号)	…44
(35) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百十号)	…45
(36) 東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号)	…46
(37) 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)	…47

Ⅲ－(1) 法律名： 公益信託ニ関スル法律(T11法62)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2①	公益信託の引受けの許可	政令2①	法定		
3	公益信託の監督	政令2①	法定		
4①	公益信託の検査、処分命令	政令2①	法定		
5①	公益信託の変更の命令	政令2①	法定		
6	公益信託の変更、併合、分割の許可	政令2①	法定		
7	受託者の任務を辞する許可	政令2①	法定		
8	信託法に規定する裁判所の権限に関する事務	政令2①	法定		
9	公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の 継続	政令2①	法定		

Ⅲ－(2) 法律名： 農薬取締法（S23法82）

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（農薬の登録等の規定の施行に必要な限度）	法13の4② 省令Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（法律第13条第1項に定めるもの以外で法の施行に必要な限度）	法13の4② 省令Ⅱ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(3) 法律名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9の2⑦	共済事業を行う事業協同組合等に対する共済事業等を除くその他の事業の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈9の2⑦〉	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)に対する共済事業等を除くその他の事業の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
9の2の3 ①②	共済事業を行う事業協同組合等の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈9の2の3 ①②〉	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
9の6の2 ①④	事業協同組合等の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈9の6の2 ①④〉	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈保険業 法305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈法9の7 の5①、 保険業法 305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈保険業 法306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈法9の7 の5①、 保険業法 306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈保険業 法307① Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈法9の7 の5①、 保険業法 307①Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
9の9④	特定共済組合連合会の共済事業等を除くその他の事業の承認	法111① I、④ 令34①VI	自治		
27の2①	事業協同組合等の設立の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
35の2	役員の氏名等の変更届出の受理	法111① I、④ 令34①VI	自治		

Ⅲ－(3) 法律名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
48	組合員による役員総会の招集の承認	法111① I、④ 令34①VI	自治		
51②	定款の変更の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
57の5	余裕金の運用の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
58の7② ③	共済計理人の意見書の受理及び意見書に係る意見徴収	法111① I、④ 令34①VI	自治		
58の8	組合に対する共済計理人解任命令	法111① I、④ 令34①VI	自治		
62②④	解散届出の受理又は火災共済協同組合等の解散決議の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
66①	組合の合併の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
96⑤	活動を開始しない組合等に対して解散命令を行った場合の登記の嘱託	法111① I、④ 令34①VI	自治		
104①②	組合等の業務等に対する不服申し出の受理等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105①②	組合員等による、組合の業務等への検査請求の受理等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105の2① ②	貸借対象表等の提出受理(子会社がある場合には連結して報告。)	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105の3① ②③④	報告の徴収等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105の4① ②③④	組合及び組合の子法人等への会計検査又は立入検査	法111① I、④ 令34①VI	自治		
106①② ③	法令等違反に係る措置命令、解散命令、解散命令に係る官報への掲載	法111① I、④ 令34①VI	自治		
106の2① ②④⑤	共済事業に係る措置命令、認可取消し等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
106の3	共済事業を行う組合の共済代理店の設置等に係る届出受理	法111① I、④ 令34①VI	自治		

Ⅲ一(4) 法律名：自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10⑥	事業申請内容の変更に係る同意及び認可 ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 I
10⑨	軽微な変更に係る届出受理	法69 規則20 I
10⑩	事業の執行及び事業内容の変更の認可に係る条件設定	法69 規則20 I
12①②	事業の承継に係る同意及び承認	法69 規則20 II
13	事業の休止及び廃止に係る届出受理	法69 規則20 III
14②	事業認可の失効及び取消しに係る届出受理	法69 規則20 IV
17①	事業に係る報告徴収及び立入検査	法69 規則20 V
20③	特別地域における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為又は森林の整備及び保全のために行う木竹の損傷を除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 VI
20⑥	特別地域における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69 規則20 VI
20⑦	特別地域における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69 規則20 VI
20⑧	特別地域における、木竹の植栽又は家畜の放牧の届出受理(大臣が指定する地域内での大臣が指定する植栽又は放牧を除く。)	法69 規則20 VI
21③	特別保護地区における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為を除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 VII
21⑥	特別保護地区における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69 規則20 VII
21⑦	特別保護地区における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69 規則20 VII
22③	海域公園地区における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為又は1、4、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 VIII
22⑥	海域公園地区における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69 規則20 VIII
22⑦	海域公園地区における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69 規則20 VIII
23③ VII	特別地域及び海域公園地域内の利用調整地区へのやむを得ない事由があると認める場合の立入り許可	法69 規則20 ix
24①	利用調整地区への立入りの認定	法69 規則20 X
24②	利用調整地区への立入りの認定に係る申請受理	法69 規則20 X

Ⅲ一(4) 法律名：自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈24②〉	監督者の監督下での利用者の立入りに係る申請受理 ※ 法24条⑧において準用	法69 規則20 X
24④	立入認定証の交付	法69 規則20 X
〈24④〉	監督者の監督下での利用者への立入認定証の交付 ※ 法24条⑧において準用	法69 規則20 X
24⑤	立入認定証の再交付	法69 規則20 X
〈24⑤〉	監督者の監督下での利用者への立入認定証の再交付 ※ 法24条⑧において準用	法69 規則20 X
24⑦	監督者の監督下での利用者の立入りに係る認定	法69 規則20 X
27⑤	指定認定機関の認定関係事務が全部若しくは一部休止した場合又は全部若しくは一部が実施困難となった場合の関係事務の実施	法69 規則20 X I
30①	指定認定機関への報告徴収及び立入検査	法69 規則20 X II
32	許可に係る条件の設定 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20 X III
33①	普通地域における、行為の届出受理(海域内での1、3、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 X IV
33②	普通地域における、届出行為の禁止、制限又は必要な行為執行命令	法69 規則20 X IV
33④	普通地域における、処分までの期間延長及び期間延長の通知	法69 規則20 X IV
33⑥	普通地域における、届出行為の着手に係る期間の短縮	法69 規則20 X IV
34①	許可条件に違反した者若しくは処分に違反した者又はこれらの者から権利を承継した者に対する現状回復等命令等 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20 X V
34②	原状回復等に係る対象者が確知できない場合の代執行及び代執行の公示	法69 規則20 X V
35①	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する報告徴収	法69 規則20 X VI
35②	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する立入検査	法69 規則20 X VI
39②	国立公園における地方公共団体の行う生態系維持回復事業計画の確認	法69 規則20 X VII
39③	国立公園における国及び地方公共団体以外の者の行う生態系維持回復事業計画の認可	法69 規則20 X VII

Ⅲ一(4) 法律名：自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
39⑥	軽微な内容の変更を除く、生態系維持回復事業内容の変更に係る確認又は認可	法69 規則20 X VII
39⑨	生態系維持回復事業内容の軽微な変更に係る届出受理	法69 規則20 X VII
40	生態系維持回復事業者への事業認定の取消し(法42に規定する報告をしなかった、又は虚偽の報告を行った者に限る。)	法69 規則20 X VIII
42	生態系維持回復事業者への報告徴収	法69 規則20 X IX
62①②	国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関する実地調査及び土地の所有者等への意見聴取等	法69 規則20 X X
67③	環境大臣以外の国の機関との協議 ※ 規則第1条ロ～ホに掲げる行為に係るものに限る	法69 規則20 X X I
68①	国の機関が行う、許可の必要な行為に係る協議 ※ 地方環境事務所の許可に係るものの一部に限る	法69 規則20 X X II
68③	国の機関が行う、届出の必要な行為に係る通知の受理	法69 規則20 X X II
68④	国の機関に対する、必要な措置に係る協議	法69 規則20 X X II

(備考)

国立公園の管理・運営に関する事務等については、国と地方が協議会を設置し、同協議会の提案を踏まえた計画の策定や事業の実施を可能とする協働型管理の仕組みを創設することを前提に移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。
(自然公園法に基づく事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(5) 法律名： 下水道法(H33法79)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4③	国土交通大臣が公共下水道管理者の定める事業計画を認可、又は、認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅰ	法定		
25の3④	国土交通大臣が流域下水道管理者の定める事業計画の認可をする前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅱ	法定		
〈25の3 ④〉	国土交通大臣が流域下水道管理者の認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること ※ 法25の3⑦において準用	法40② 省令Ⅱ	法定		
39②	終末処理場の維持管理に関し、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴すること	法40② 省令Ⅲ	法定	○	事後報告

Ⅲ－(6) 法律名： 大気汚染防止法(S43法97)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徴収又は立入検査	法30の3 規則20	法定	○	指示 事後報告
28①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法30の3 規則20	法定		

Ⅲ－(7) 法律名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
〈8⑤〉	石綿が含まれる一般廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法9の10⑧において準用	法24の5 規則20 I	法定	○	事後報告
〈15⑤〉	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法15の4の4③において準用	法24の5 規則20 V	法定	○	事後報告
18②	再生利用認定業者等に対する報告徴収	法24の5 規則20 X	法定	○	指示 事後報告
19②	再生利用認定業者等に対する立入検査	法24の5 規則20 X I	法定	○	指示 事後報告
24の3①	緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査	法24の5 規則20 X IV	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(7) 法律名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10①	一般廃棄物の輸出の確認 ※ 法第10条第1項の確認に係る規則第6条の27第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20Ⅱ
〈10①〉	産業廃棄物の輸出の確認 ※ 法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る規則第12条の12の25第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る ※ 法15の4の7①において準用	法24の5 規則20Ⅷ
15の4の5①④	産業廃棄物の輸入許可、許可に係る条件の付与 ※ 法第15条の4の5第1項の許可に係る第12条の12の20第1項第2号、第5号及び第9号から第11号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の5第1項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20Ⅵ
19の5①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する措置命令 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅱ
19の6①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した事業者等に対する措置命令 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅱ
19の8 ①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する行政代執行 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅲ
19の8 ②③④	行政代執行に要した費用の請求 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅲ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(8) 法律名： 水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
22①	特定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査	法27の2 規則12	法定	○	指示 事後報告
22②	指定地域における報告徴収	法27の2 規則12	法定	○	指示 事後報告
24①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法27の2 規則12	法定		

Ⅲ－(9) 法律名： 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(S45法139)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
13①	農用地への立入調査	法16の2② 省令本則	法定	○	指示 事後報告
14①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法16の2② 省令本則	法定		

Ⅲ－(10) 法律名：自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈17②〉	特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法25⑤において準用	法44 規則37①V
〈17②〉	野生動植物保護地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法26④において準用	法44 規則37①VI
〈17②〉	海域特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法27④において準用	法44 規則37①VII
17③	原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37①I
〈18①〉	自然環境保全地域の区域内における行為の中止、原状回復又は措置の命令 ※ 法30において準用	法44 規則37①X
20	原生自然環境保全地域において、許可を受けて行為を行う者に対する報告徴収	法44 規則37①II
〈21①②〉	自然環境保全地域の区域内において、許可又は届出の必要な行為を国の機関等が行う場合の協議と同意、国の機関等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理 ※ 法30において準用	法44 規則37①X
21②	原生自然環境保全地域内において国等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理	法44 規則37①III
24②	自然環境保全地域における地方公共団体が行う保全事業の一部の執行に係る同意	法44 規則37①IV
25④	特別地区における行為の許可	法44 規則37①V
25⑦	特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37①V
25⑨	特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37①V
26③VII	野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等に係る許可	法44 規則37①VI
27③	海域特別地区における行為の許可	法44 規則37①VII
27⑥	海域特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37①VII
27⑧	海域特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37①VII
28①	普通地区における行為の届出受理	法44 規則37①VIII
28②	普通地区における届出のあった行為に対する禁止、制限又は措置の命令	法44 規則37①VIII
28③	普通地区における届出のあった行為への命令に係る期間の延長及びその通知	法44 規則37①VIII

Ⅲ－(10) 法律名：自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
28⑤	普通地区における届出のあった行為の着手に係る期間の短縮	法44 規則37①Ⅷ
29①	許可又は届出の必要な行為を行う者に対する報告徴収又は立入検査	法44 規則37①Ⅸ
30の3②③⑥⑨	生態系維持回復事業の確認若しくは認定、届出事項の変更の確認若しくは認定又は軽微な変更に係る届出受理	法44 規則37①ⅩⅠ
30の4	生態系維持回復事業の認定の取消し	法44 規則37①ⅩⅡ
30の5	生態系維持回復事業の認定を受けた者に対する報告徴収	法44 規則37①ⅩⅢ
31①②	自然環境保全地域の指定等に係る実地調査及び土地の所有者等に対する意見聴取	法44 規則37①ⅩⅣ
43②	国の機関の保全事業の執行に係る事前協議	法44 規則37①ⅩⅤ

(備考)

自然環境の保全に関する事務等については、国と地方が連携する仕組みの創設を前提に、移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。
(自然環境保全法に基づく事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(11) 法律名： 瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収	法22 規則11	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(12) 法律名: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(S48法117)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
43①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する報告徴収(立入検査等権限の行使に係るものに限る。)	法54 省令本則Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
44①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する立入検査等	法54 省令本則Ⅱ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(13) 法律名： エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
14①	特定事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
〈14①〉	特定連鎖化事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
15①	特定事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
〈15①〉	特定連鎖化事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
16①②③	特定事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
〈16①②③〉	特定連鎖化事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
16④	指示に従わない特定事業者の公表	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
〈16④〉	指示に従わない特定連鎖化事業者の公表 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
20③	登録調査機関による特定事業者の確認調査結果報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
〈20③〉	登録調査機関による特定連鎖化事業者の確認調査結果報告の受理 ※ 法20⑥において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
60	貨物事業における、荷主に対する指導及び助言	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
62	特定荷主の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する計画の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
63①	特定荷主のエネルギー使用状況及び合理化のための措置状況に関する定期報告の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
64①	特定荷主に対する輸送事業におけるエネルギー使用合理化措置の勧告	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
64②	勧告に従わなかった荷主の公表	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
87③	特定事業者又は特定連鎖化事業者に対する報告徴収又は立入検査(特定連鎖化事業者について、加盟者に行う場合は、当該加盟者の承諾が必要。)	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
87⑨	特定荷主に対する報告徴収又は立入検査	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告

Ⅲ－(14) 法律名：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(H4法70)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
45①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法44① 令15①	法定		

Ⅲ－(15) 法律名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
8	希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43 I
10①②④	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可又は許可に係る条件の設定	法55 規則43 II
10⑤⑥⑦	許可証又は従事者証の交付又は再発行	法55 規則43 II
10⑩	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可及びその条件設定のための農林水産大臣との協議	法55 規則43 II
11①	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令	法55 規則43 III
11②	命令違反者等への許可取消し	法55 規則43 III
11③	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令又は許可取消しに係る農林水産大臣との協議	法55 規則43 III
18	陳列の禁止に違反して、希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対する措置命令	法55 規則43 IV
19①	特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受をした者等に対する報告徴収又は立入検査	法55 規則43 V
30①③	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業の届出受理、届出事項変更の届出受理、事業廃止の届出受理	法55 規則43 VI
30②	加工品に係る特定国内種事業の届出受理	法55 規則43 VI
〈30③〉	加工品に係る特定国内種事業の届出事項変更又は事業廃止に係る届出受理 ※ 法30⑤において準用	法55 規則43 VI
32①	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業者のうち規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43 VII
〈32①〉	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示 ※ 法32③において準用	法55 規則43 VII
32②	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業者のうち規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令	法55 規則43 VII
〈32②〉	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令 ※ 法32③において準用	法55 規則43 VII
33①	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査	法55 規則43 VIII
〈33①〉	加工品に係る特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33②において準用	法55 規則43 VIII
〈33①〉	特定国際種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33の5において準用	法55 規則43 VIII
33の4①	特定国際種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43 IX

Ⅲ－(15) 法律名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
35	土地の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43 X
37④⑤⑦	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の申請受理、許可又は許可に係る条件の設定 ※ 掲げられた行為に係るものに限る	法55 規則43 X I
〈37⑤⑦〉	立入制限地区内への立入許可申請の受理又は許可に係る条件の設定 ※ 法38⑤において準用	法55 規則43 X I
37⑧⑩	規制開始時点に着手済みであった、許可の必要な行為等に係る届出受理	法55 規則43 X I
38④Ⅲ	立入制限地区内への立入許可	法55 規則43 X II
39①⑤	監視地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の届出受理、行為着手までの期間の短縮	法55 規則43 X III
39②	届出行為に対する禁止、制限又は必要な措置命令	法55 規則43 X III
39③④	届出行為へ命令を行うまでの期間の変更及び期間変更に係る理由等の通知	法55 規則43 X III
40①	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為又は届出の必要な行為を行う者に対する実施行為に対する指示	法55 規則43 X IV
40②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為に違反したもの等に対する原状回復命令又は措置命令	法55 規則43 X IV
41①②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為等を行う者に対する報告徴収、又は立入検査	法55 規則43 X V
42①②	生息地等保護区の指定等に係る実地調査及び土地所有者等からの意見徴収	法55 規則43 X VI
47④	保護増殖事業者に対する報告徴収	法55 規則43 X VII
49	野生動植物の種の個体の生息等の定期的な調査及びその結果の活用	法55 規則43 X VIII
54②	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等(譲渡し等に係るものを除く)をしようとするときの協議等	法55 規則43 X IX
54③	国の機関が管理地区の指定時にすでに許可の必要な行為を行っている場合等の通知の受理	法55規則43 X IX

(備考)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する事務等については、国と地方が連携する仕組みの創設を前提に、移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(16) 法律名： 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(H4法108)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7	輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき等の届出の受理	法20② 省令本則Ⅰ
12①	輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき等の届出の受理	法20② 省令本則Ⅱ
〈12①〉	輸入移動書類に係る廃棄物の処分を行ったとき等の届出の受理 ※ 法12②において準用	法20② 省令本則Ⅱ
15①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する報告徴収	法20② 省令本則Ⅲ
16①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する立入検査	法20② 省令本則Ⅳ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(17) 法律名： 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(H6法9)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18①	水道水源特定事業場から排出水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査	法26の2規則17	法定	○	指示 事後報告
22①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法26の2規則17	法定		

Ⅲ－(18) 法律名: 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39	特定容器の製造若しくは販売又は特定包装を利用する事業者に対する報告徴収	法43②⑤ 施行令12⑤	法定	○	指示 事後報告
40①	特定事業者に対する立入検査	法43②⑤ 施行令12⑤	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(19) 法律名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
52	小売業者等に対する報告徴収	法55①、56 令7②	法定	○	指示 事後報告
53①	小売業者等に対する立入検査	法55①、56 令7②	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(20) 法律名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
20の4③	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会への助言	法47①④ 命令(注1) 本則	法定	○	
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告受理	法47①④命 令(注2)本 則	法定		指示 事後報告
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47①④命 令(注2)本 則	法定		指示 事後報告
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47①④命 令(注2)本 則	法定		指示 事後報告

Ⅲ－(21) 法律名： ダイオキシン類対策特別措置法(H11法105)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
34①	特定施設設置者への報告徴収、立入検査	法40の2 規則17	法定	○	指示 事後報告
36①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法40の2 規則17	法定		

Ⅲ－(22) 法律名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39の2①④	中小企業承継事業再生計画の認定、申請の受理	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の2⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
〈39の2⑥〉 39の3④	中小企業承継事業再生計画の変更認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供 ※ 法39の3⑦において準用	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の3①	認定中小企業承継事業再生事業者の計画変更の認定	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の3②	計画の軽微な変更の届出受理	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の3⑤⑥	認定中小企業承継事業再生事業者の計画に従っていない場合等の計画変更指示又は認定取消し	法75X、76規則47⑦	法定	○	指示 事後報告
39の4②③	認定中小企業承継事業再生計画による事業承継の報告の受理及び報告内容の関係行政庁への通知	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
73①	認定事業者等に対する認定計画等に係る報告徴収(中小企業承継事業再生計画に係るものに限る。)	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告

Ⅲ－(23) 法律名： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法116)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25①Ⅱ③ 令7②Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
11①②⑤⑥	登録再生利用事業者の登録、登録又は変更申請の受付、廃止届出の受理、都道府県知事への通知	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
15①	登録再生利用事業者の料金の届出受理	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
15②	登録再生利用事業者の料金の変更指示	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
17①	登録の取消し	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定		指示 事後報告
24①③	食品関連事業者、認定事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅱ③ 令7②Ⅲ	法定	○	指示 事後報告
24②	登録再生利用事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅲ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(24) 法律名：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13法65)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
17	事業者等への報告の徴収	法22の2 規則11	法定	○	指示 事後報告
18①	事業者等への立入検査	法22の2 規則11	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(25) 法律名： 土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3①	調査機関の指定及び更新	法63 省令27Ⅰ	法定		
35	指定調査機関の変更届出の受理	法63 省令27Ⅱ	法定		
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令	法63 省令27Ⅲ	法定	○	指示 事後報告
37①	指定調査機関の業務規程の届出又は変更届出の受理	法63 省令27Ⅳ	法定		
39	指定調査機関に対する適合命令	法63 省令27Ⅴ	法定	○	指示 事後報告
40	指定調査機関の業務廃止届出の受理	法63 省令27Ⅵ	法定		
42	指定調査機関に対する指定の取消し	法63 省令27Ⅶ	法定		指示 事後報告
43	指定調査機関の指定等の公示	法63 省令27Ⅷ	法定	○	
54⑤	指定調査機関等に対する報告徴収及び立入検査	法63 省令27Ⅸ	法定	○	指示 事後報告
54①	土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等に係る報告の徴収又は立入検査	法63 施行規則78	法定	○	指示 事後報告
56①	関係地方公共団体の長への資料提出又は説明要求	法63 施行規則78	法定		

Ⅲ－(26) 法律名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
130③	自動車製造業者等に対する報告徴収	法133①、 134 令21②	法定	○	指示 事後報告
131②	自動車製造業者等に対する立入検査	法133①、 134 令21②	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(27) 法律名: 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
〈9④⑦〉	指定猟法禁止区域(国で指定するものに限る。以下同じ。)内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 法15⑪において準用	法80の2 規則80 I	法定		
9⑧⑨⑪	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
10①	許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 II	法定	○	指示 事後報告
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 II	法定		指示 事後報告
〈10②〉	指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可条件違反者に対する許可取消し ※ 法15⑪において準用	法80の2 規則80 II	法定		指示 事後報告
15④⑥⑦⑨	指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可、許可に係る条件設定、許可証の再交付、許可証返納の受理	法80の2 規則80 III	法定		
15⑩	指定猟法による鳥獣の捕獲等許可条件違反者に対する措置命令	法80の2 規則80 III	法定	○	指示 事後報告
37①②	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		
37④⑤	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可に係る期間又は条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		

Ⅲ－(27) 法律名: 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
37⑥⑦⑨	危険猟法許可証の交付又は再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		
37⑩	無許可で危険猟法により鳥獣の捕獲等をした者又は 許可条件違反者への措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定	○	指示 事後報告
37⑪	危険猟法による鳥獣の捕獲等に係る許可の取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		指示 事後報告
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた 者等に対する報告徴収 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X I	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(27) 法律名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80 I
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80 I
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80 I
9⑧⑨⑪	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80 I
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80 I
10①	許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80 II
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80 II
25②④⑤	適法捕獲等証明書の交付申請の受理、証明書の再交付、返納の受理	法80の2 規則80IV
25⑥	適法捕獲等証明書添付せずに、鳥獣等又は鳥獣の卵を輸出しようとした者への措置命令	法80の2 規則80IV
25⑦	適法捕獲等証明書の効力取消し	法80の2 規則80IV
26③④	特定輸入鳥獣が規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識の交付等	法80の2 規則80 V
28の2⑤	国指定鳥獣保護区における保全事業に係る都道府県との協議及び同意	法80の2 規則80VI
29⑦⑧⑩	国指定特別保護地区の区域内での鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可、許可申請書の受理、許可条件の設定	法80の2 規則80VII
30①	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可を受けた者への実施方法に係る指示	法80の2 規則80VIII
30②	国指定特別保護地区における、無許可で鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為をした者等への行為中止命令、原状回復命令又は措置命令	法80の2 規則80VIII
30③	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の現状回復に係る代執行及びその公示	法80の2 規則80VIII
31①②	国指定鳥獣保護区の指定等にかかる、他人の土地に対する実地調査及び関係者からの意見聴取	法80の2 規則80IX

Ⅲ－(27) 法律名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
37①②	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37④⑤	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可に係る期間又は条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37⑥⑦⑨	危険猟法許可証の交付又は再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37⑩	無許可で危険猟法により鳥獣の捕獲等をした者又は許可条件違反者への措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37⑪	危険猟法による鳥獣の捕獲等に係る許可の取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告徴収 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X I
75②	国指定特別保護地区において、許可を受けて鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をした者への立入検査又は影響調査	法80の2 規則80X I
75③	国指定鳥獣保護区の立入検査	法80の2 規則80X I

(備考)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務等については、国と地方が連携する仕組みの創設を前提に、移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。
(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(28) 法律名： 個人情報の保護に関する法律(H15法57)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
32	個人情報取扱事業者に対する報告の徴収	令12②④ (告示)	法定		
33	個人情報取扱事業者に対する助言	令12②④ (告示)	法定		
34	個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令	令12②④ (告示)	法定		
37,39	認定個人情報保護団体の認定	令12②④ (告示)	法定		
40	認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること	令12②④ (告示)	法定		
46	認定個人情報保護団体に対する報告の徴収	令12②④ (告示)	法定		
47	認定個人情報保護団体に対する命令	令12②④ (告示)	法定		
48	認定個人情報保護団体の認定の取消し	令12②④ (告示)	法定		

Ⅲ－(29) 法律名： 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(H15法97)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
30	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告徴収	法36①、36の2 規則44	法定	○	指示 事後報告
31①	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等	法36①、36の2 規則44	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(30) 法律名: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
5①②④	特定外来生物の飼養等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理、又は許可条件の設定	法29①、29の2 規則36Ⅰ	法定		
6①	飼養等許可者に対する措置命令	法29①、29の2 規則36Ⅱ	法定	○	指示 報告徴収
6②	飼養等許可者に対する許可の取消し	法29①、29の2 規則36Ⅱ	法定		指示 報告徴収
10①	飼養等許可者に対する報告徴収又は立入検査	法29①、29の2 規則36Ⅲ	法定	○	指示 事後報告
13①	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等	法29①、29の2 規則36Ⅳ	法定	○	
13②	他人の土地等への立入等に係る所有者への意見聴取	法29①、29の2 規則36Ⅳ	法定	○	
18①②③	特定外来生物の防除に係る公示事項に適合することの確認又は認定と、その後の公示	法29①、29の2 規則36Ⅴ	法定		
19	国及び地方公共団体以外の者で、認定を受けて特定外来生物の防除を行う者に対する報告徴収	法29①、29の2 規則36Ⅵ	法定	○	指示 事後報告
20①②	確認等を受けて特定外来生物の防除を行う者の防除中止等通知の受理及びその確認等の取消し	法29①、29の2 規則36Ⅶ	法定		
20③	防除が公示された事項に即して行われていないと認められるとき等に係る認定の取消し	法29①、29の2 規則36Ⅶ	法定		指示 報告徴収

Ⅲ－(31) 法律名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18	使用者に対する特定特殊自動車の技術基準適合命令	法32①Ⅰ、 33 規則36③Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
28②	業として特定特殊自動車を使用するものに対する指導及び助言	法32①Ⅱ、 33 規則36③Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
29①②	特定特殊自動車使用者に対する報告徴収及び立入検査	法32①Ⅰ、 33 規則36③Ⅲ、Ⅳ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(32)

法律名：

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
46②	移行期間満了による解散の登記の嘱託	法95	法定		
67②	合併契約に係る理事の定める手続きの承認	法95	法定		
69①	合併の認可	法95	法定		
69②	合併に係る申請書の受理	法95	法定		
69④	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書の受理	法95	法定		
69⑤	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書及び意見書の送付	法95	法定		
72②	合併に係る登記の届出の受理	法95	法定		
92	最初の評議員の選任に係る定め認可	法95	法定		
94⑥	定款変更の認可	法95	法定		
96①	必要な措置に係る命令	法95	法定		
96②	解散命令	法95	法定		
96③	解散命令の官報掲載	法95	法定		
97	解散命令による解散の登記の嘱託	法95	法定		
104②	移行認定に係る意見聴取への回答	法95	法定		
105	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	法95	法定		
106②	移行認定による解散及び設立登記の届出の受理	法95	法定		
108②	行政庁への事務の引き継ぎ	法95	法定		
109②	移行認定登記を怠ったことによる処分の通知の受理	法95	法定		
109⑤	移行認定登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	法95	法定		
110②	移行期間満了後の不認定処分による解散の登記の嘱託	法95	法定		
120④	移行認可に係る意見聴取への回答	法95	法定		
120⑤	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	法95	法定		

Ⅲ－(32)

法律名：

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
121①	移行認可による解散及び設立登記の届出の受理	法95	法定		
121②	移行期間満了後の不認可処分による解散の登記の嘱託	法95	法定		
131③	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる処分の通知の受理	法95	法定		
131⑤	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	法95	法定		

民法(M29法89)

法律名：

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
38②	定款の変更の認可	政令2①(※1)	法定		
67②	公益法人への命令	政令2①(※1)	法定		
67③	公益法人の検査	政令2①(※1)	法定		
72	残余財産の処分の認可	政令2①(※1)	法定		
77①	解散登記の届出の受理	政令2①(※1)	法定		
77②	精算人の登記の届出の受理	政令2①(※1)	法定		
83	清算結了の届出の受理	政令2①(※1)	法定		
84の2②	都道府県の執行機関への指示	政令2①(※1)	法定		
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	政令2①(※1)	法定		
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	政令2①(※1)	法定		

Ⅲ－(33) 法律名： 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(H20
法83)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収	法16② 省令本則	法定	○	指示 事後報告
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等	法16② 省令本則	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(34) 法律名： 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (H22法67)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①④	研究開発・成果利用事業の申請の受理、認定	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
7⑤	研究開発・成果利用事業の認定に係る都道府県との協議(同意が必要)	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
〈7⑤〉	研究開発・成果利用事業の変更認定に係る都道府県との協議(同意が必要) ※ 法8④において準用	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
8① 〈7④〉	研究開発・成果利用事業の変更申請の受理、変更認定 ※ 法8④において準用	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
8②	研究開発・成果利用事業の軽微な変更の届出の受理	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
8③	研究開発・成果利用事業の認定取消し	法22①、23省令5⑥	法定	○	指示 事後報告
21②	認定研究開発・成果利用事業者に対する報告徴収	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H23法110）

Ⅲ－(35) 法律名：

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
16	水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理	法57 政令3
17① 18③	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定	法57 政令3
18①②	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理	法57 政令3
18④	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査	法57 政令3
31③	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理	法57 政令3
31④	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務	法57 政令3
49②	指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収	法57 政令3
49③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3
49④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3
50②	指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3
50③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3
50④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3

（備考）

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(36) 法律名：東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
49⑤	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る復興整備協議会の会議における協議及び同意	法88 令12
49⑥	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議及び同意	法88 令12

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(37) 法律名：福島復興再生特別措置法(H24法25)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
44②	国立公園に係る協議を要する行為等に関する協議	法73

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。